

警備業における個人情報の保護に関する
ガイドライン

2018年

一般社団法人 全国警備業協会

はじめに

一般社団法人全国警備業協会（以下「当協会」という。）は、2008年11月21日、警備業における認定個人情報保護団体として認定を受け、「国家公安委員会が所管する事業を行う者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する指針」をもとに、当協会の認定業務の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）が遵守すべき個人情報の取り扱いができるよう、「警備業における個人情報の保護に関するガイドライン」を2011年3月に策定、公表し、その普及に努めてきました。

この度、個人情報保護法が、個人情報の保護を図りつつ利活用を促進するなどの目的から改正され、2017年5月30日に全面施行となりました。監督権限の一元化に伴い、「国家公安委員会が所管する事業を行う者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する指針」は廃止され、警備業者には、個人情報保護委員会が策定する各種ガイドライン等が適用されることとなりました。

もとより、警備業は、国民の自主防犯活動を補完・代行する安全産業であり、人の生命、身体、財産等に対する侵害を警戒し、防止するという警備業務の性質上、個人の安全に関わる個人情報を取り扱うこととなるため、個人情報の適正な取扱いは重要になります。

以上のような状況を踏まえ、当協会は、「警備業における個人情報の保護に関するガイドライン」を刷新し、個人情報保護委員会の各種ガイドライン等に準拠しつつ、警備業における個人情報の取扱いにおいて補足すべき事項を定めることといたしました（以下「本ガイドライン」といいます。）。

対象事業者はもとより、警備業界全体が本ガイドラインを役立てていただき、警備業務の遂行における個人情報の適正な取り扱いを確保し、お客様の信頼をより強固なものとするにつなげられればと思います。

2018年3月

一般社団法人 全国警備業協会
会 長 青 山 幸 恭

第1 総則

警備業は、国民の自主防犯活動を補完・代行する安全産業であり、人の生命、身体、財産等に対する侵害を警戒し、防止するという警備業務の性質上、個人の安全に関わる個人情報を取り扱うこととなるため、個人情報の適正な取扱いは重要になる。

対象事業者である警備業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及びその下位法令（以下、法と総称して「法令」という。）並びに下記各種ガイドライン（以下、「各種ガイドライン等」という。）及びその解説で示された規定を遵守すること。

【対象事業者が遵守すべきガイドライン等】

- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）
（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）
- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）
（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）
- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）
（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）
- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）
（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）
- ・個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について
（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）
- ・その他個人情報保護委員会が定めたガイドライン、Q&A等

第2 用語の定義

本ガイドラインで用いる用語は、本ガイドライン上に別途定めがない限り、法令及び各種ガイドライン等の定めによるものとする。

第3 個別補足事項

対象事業者が、各種ガイドライン等及びその解説で示された規定を遵守することを前提に、対象事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう、各種ガイドライン等を遵守するにあたっての補足事項を以下に記載する。

1. 要配慮個人情報（法第2条第3項関係）

対象事業者は、業務の性質上、例えば、以下のようなケースで要配慮個人情報を取り扱うことがある。そのため、以下のようなケースその他要配慮個人情報を取り扱う必要がある場合、各種ガイドライン等の規定に従い、当該情報の取り扱いに留意すること。

- 例 1) 従業者に対し警備業法における警備員の欠格事由の有無を確認する中で、従業者の病歴、犯罪の経歴、身体障害等の有無及び内容を聴取した。
- 例 2) 救急事態発生時に救急機関に通報を行うサービスを提供するにあたって、お客様の健康情報を預かった。
- 例 3) 警備契約の契約先その他第三者が窃盗罪その他身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を把握した(※)。

※要配慮個人情報の取得は、原則として被害者本人の事前の同意の取得が必要になる(法 17 条 2 項)が、警備業者が警備業務の遂行にあたり犯罪被害事実を把握する場合は、以下のように事前の個別の同意が不要とされるケースが多いと考えられる。もっとも、ケースバイケースでの適切な判断が必要となるため、留意すること。

- ・個人との契約に基づき犯罪被害防止のために警備を行うにあたって当該個人の犯罪被害を把握するケースであれば、通常は、当該個人本人からの事前の黙示的な同意を得ているものと評価することができると考えられる。
- ・契約先との契約に基づく警備業務にあたり、第三者たる個人の犯罪被害事実を把握するケースであっても、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」(法 17 条 2 項 2 号)に該当し事前の同意取得は不要とされることも多いと考えられる。

2. 利用目的による制限の例外(法第 16 条第 3 項関係)・第三者提供の制限に関する例外(法第 23 条第 1 項関係)

法第 16 条第 3 項第 1 号は、利用目的による制限の例外として、「法令に基づく場合」を規定している。

また、法第 23 条第 1 項第 1 号は、第三者提供の制限の例外として、同じく「法令に基づく場合」を規定している。

対象事業者は、その業務において、法令に基づく照会を受けることがあり、例えば以下のようなものが挙げられる。

なお、当該法令に、個人情報を目的外利用・第三者提供(以下「目的外利用等」という。)することについての根拠が示されているが、目的外利用等の義務付けまではされていない場合には、対象事業者は、当該法令の趣旨に照らし、目的外利用等の必要性和合理性が認められる範囲内で対応することが求められることに留意するものとする。

- ア 令状に基づく警察や検察等による捜査への対応(刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 218 条等)
- イ 捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応(刑事訴訟法第 197 条等)
- ウ 令状に基づく警察による触法少年の調査への対応(少年法(昭和 23 年法律第 168 号))

第6条の5)

- エ 触法少年の調査に必要な質問や調査関係事項照会等への対応（少年法第6条の4等）
- オ 証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査への対応（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第210条・第211条等）
- カ 裁判執行関係事項照会への対応（刑事訴訟法第507条）
- キ 裁判所からの公務所等に対する照会への対応（刑事訴訟法第279条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第24条第3項）
- ク 裁判所からの文書送付の嘱託や調査の嘱託への対応（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第186条・第226条、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第62条）
- ケ 家庭裁判所調査官による事実の調査への対応（家事事件手続法第58条）
- コ 犯罪被害財産支給手続関係事項照会への対応（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）第28条）
- サ 疑わしい取引の届出（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第8条第1項）
- シ 税務署の所得税等に関する調査への対応（国税通則法（昭和37年法律第66号）第74条の2等）
- ス 弁護士会照会への対応（弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2第2項）
- セ 国勢調査等の基幹統計調査に関する協力要請への対応（統計法（平成19年法律第53号）第30条・第31条）
- ソ 児童虐待に係る通告（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条第1項）
- タ 製造・輸入事業者が消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第39条第1項の規定による命令（危害防止命令）を受けて製品の回収等の措置をとる際に、販売事業者が、同法第38条3項の規定に基づき製品の購入者等の情報を当該製造・輸入事業者提供する場合

3. 利用目的の通知等をしなくてよい場合（法第18条第4項第4号関係）

法第18条第4項第4号は、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」は、利用目的の通知又は公表をしなくてよいことを定めている。警備業で取り扱うことが多い例えば以下のような事例は、これに該当するものと考えられる。

例1) 防犯カメラにより、防犯目的のみのために撮影をする場合

もともと、防犯カメラが作動中であることを店舗の入り口に掲示する等、本人に対して自身の個人情報が取得されていることを認識させるための措置を講ずることが望ましい。

例 2) ビル等受付において、入退館の管理の目的のみのため、入館者の氏名等を入館者名簿に記載してもらう場合

例 3) 連絡目的のみのため、ご契約先等の連絡先（氏名・電話番号など）を教えてください

4. 委託先の監督（法第 22 条関係）

法第 22 条は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないことを定めている。

「委託」とは、契約の形態・種類を問わず、対象事業者が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含むものである。

対象事業者が、個人データの取扱いを委託する場合には、警備業における個人情報の重要性に鑑み、例えば、委託先との契約においては、以下のような事項について定めることが望ましい。

例) ア 委託元及び委託先の責任の明確化

- ・ 委託先において、個人データを取り扱う者の氏名又は役職等

イ 個人データの安全管理に関する事項

- ・ 個人データの漏えい防止、盗用禁止に関する事項
- ・ 委託契約範囲外の加工、利用の禁止
- ・ 委託契約範囲外の複写、複製の禁止
- ・ 委託契約期間
- ・ 委託契約終了後の個人データの返還・消去・廃棄に関する事項

ウ 再委託に関する事項

- ・ 再委託を行うに当たっての委託元への文書による事前報告又は承認

エ 個人データの取り扱い状況に関する委託元への報告の内容及び頻度

オ 契約内容が遵守されていることの確認（例えば、情報セキュリティ監査なども含まれる。）

カ 契約内容が遵守されなかった場合の措置（例えば、安全管理に関する事項が遵守されずに個人データが漏えいした場合の損害賠償に関する事項も含まれる。）

キ 情報漏えい事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

5. 個人データの第三者提供の制限に関する原則（法第 23 条第 1 項関係）個人データの第三者提供（受領）の際の確認・記録義務（法第 25 条、第 26 条関係）

(1) 法第 23 条第 1 項は、個人データは、原則として本人の同意なく、第三者に提供できないことを規定している。

対象事業者は、例えば、以下のような事例において、第三者に提供することがあるため、本人の同意を取得するなど、各種ガイドライン等の規定に従った取り扱いを行うように留意すること。な

お、要配慮個人情報（法第 2 条第 3 項）は、いわゆるオプトアウトの方法による第三者提供が認められていないため（法第 23 条第 2 項かつ書）、留意すること。

例 1）官公庁の仕様書等の指示により、責任者届、警備従事者名簿その他従業者の個人データが記載された書面を提供する場合

例 2）契約先や元請事業者に対して警備従事者名簿（下請事業者のものも含む）その他従業者の個人データが記載された書面を提供する場合

例 3）契約先であるマンション、テナント管理会社等の求めに応じて、直接個人情報を取得した居住者、責任者等の個人データを提供する場合

（2）法第 25 条第 1 項は、個人データを第三者に提供したときは、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名・名称その他の事項に関する記録を作成しなければならないことを規定している。対象事業者は、例えば、上記（1）のような事例で第三者提供を行うことがあるので、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）に沿った適切な方法で記録を行う必要がある。

<提供者の記録事項>

	提供年月日	第三者の氏名等	本人の氏名等	個人データの項目	本人の同意
オプトアウトによる第三者提供	○	○	○	○	
本人の同意による第三者提供		○	○	○	○

（3）法第 26 条第 1 項は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、①第三者の氏名・名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、②第三者による個人データの取得の経緯の確認を行わなければならないことを規定している。

対象事業者は、例えば、上記（1）の例 2）のような事例において、下請事業者から警備従事者名簿等を受領することなどがあるため、受領に際しては、本人の同意を得ていることを誓約する書面を提出させるなど、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）に沿った適切な方法で取得の経緯を確認する必要がある。

（4）法第 26 条第 3 項は、上記（3）の確認を行ったときは、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の事項に関する記録を作成しなければならないことを規定している。そのため、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）に沿った適切な方法で記録を行う必要がある。

＜受領者の記録事項＞

	提供を受けた年月日	第三者の氏名等	取得の経緯	本人の氏名等	個人データの項目	個人情報保護委員会による公表	本人の同意
オプトアウトによる第三者提供	○	○	○	○	○	○	
本人の同意による第三者提供		○	○	○	○		○
私人などからの第三者提供		○	○	○	○		

- (5) 法第 25 条第 2 項及び法第 26 条第 4 項は、上記 (2) 及び (4) の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならないことを規定しているため、適切に保存する必要がある。

第 4 その他

1. 漏えい等の事案が発生した場合等の対応

漏えい等の事案が発生した場合、対象事業者は、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」(平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号)を遵守すると共に、当協会に速やかに報告するよう努めなければならない。

2. 指導、勧告その他の措置

当協会は、本ガイドラインを公表し、対象事業者に対して、本ガイドラインを遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置を講じる。

3. ガイドラインの見直し

本ガイドラインについては、制度改正、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

附則 本ガイドラインは 2018 年 3 月 29 日から実施する。